

平成21年10月21日

各市町等教育委員会事務局
危機管理担当課長 様
指導事務主管課長 様
学校保健主管課長 様

三重県教育委員会事務局
情報・危機管理特命監
生徒指導・健康教育室長

「新型インフルエンザに関する対応について（第17報）」について

このことについて、文部科学省から別添（写）のとおり、平成21年10月19日付け事務連絡「新型インフルエンザに関する対応について（第17報）」の送付がありました。

第17報では、平成21年10月16日付け厚生労働省事務連絡「新型インフルエンザによる外来患者の急速な増加に対する医療体制の確保について」を踏まえ、「学校保健安全法第19条の規定に基づく児童生徒等の出席停止を行った場合などでも再出席に先立って治癒証明書を取得させる意義はないと考えられますので、適切に対応くださるようお願いいたします。」とされています。

県教育委員会としましては、厚生労働省及び文部科学省の事務連絡の趣旨を踏まえつつも、多くの学校において、保護者をとおして医療機関から治癒証明書（出席停止証明書）を取得している現状があることから、これまでどおりの対応とします。

つきましては、今後も引き続き地区医師会、学校医等と十分に連携を図りながら適切に対応をお願いします。

【事務担当】

○新型インフルエンザ対策全般

三重県教育委員会事務局

教育総務室 情報・危機管理グループ

担当 川本 孝司

電話 059-224-3301

FAX 059-224-2319

○学校保健安全法に基づく臨時休業・出席停止等

三重県教育委員会事務局

生徒指導・健康教育室

学校安全・健康教育グループ

担当 櫻井 香

電話 059-224-2969

FAX 059-224-3023